

東近江市総合計画審議会 会議録

第6回 東近江市総合計画審議会・要約		
日 時	平成23年11月1日（木） 19:00～21:00	
場 所	東近江市役所 3階 3A会議室	
出席者	審議会	稲川会長 今堀副会長 堤委員 井上委員 武藤委員 大林委員 小梶委員 野々村委員 川村委員 森田委員 北川（憲）委員
	市職員	箕野企画部長 村井企画部次長 南川企画部次長 企画課 吉澤 本持 古川
欠 席 委 員	小倉委員 太田委員 北川（陽）委員 山村委員	

会 議 録 の 確 定	
署名委員	審議会会長

開催

1. 会長あいさつ

【稲川会長】

本日は前回（第5回審議会）の議論並びに審議会後の意見書をもとに訂正していただいた序論・基本構想案について確認するとともに、基本計画素案について、（事務局より）説明をお聞きしたうえで議論をしていただきます。

2. 総合計画 序論・基本構想（案）について

【事務局】

資料1～2について説明

○序論・基本構想案

○序論・基本構想に関する意見書

【会長】

ただいまの説明について意見はありますか。

【委員】

28ページ基本方針に、「外国人との交流を通して・・・」という表現があります。単に、交流だけでなく定住する外国人が増えていることから、外国人の子供に対する教育の問題が抜けているのではないのでしょうか。

【委員】

（外国人の子供に対する教育の）現状はどうでしょうか。

【委員】

厳しいと思います。

【会長】

外国人との交流とは、違う話ですね。このご意見に対しては事務局と協議します。
では、資料3・4の基本計画の説明をしてください。

【事務局】

資料3～4について説明

- 基本計画素案
- 基本計画素案の構成と見方

【会長】

ここからは、総合計画に「魂」を入れる作業になります。この素案はあくまでも役所の中だけで作りあげたものです。(各委員は)素案をある程度読んでいただいていると思います。何か、意見ををお願いします。

【委員】

(43ページ)障害者の就労支援をしている団体は無数にあります。(取り上げるのが)一つだけでよいのでしょうか。

【事務局】

行政として把握していないものもあります。行政がわからないものについて提案をお願いします。

【委員】

(3ページ)市内特定非営利活動法人(NPO)の指標で把握すればよいのではないのでしょうか。

【会長】

後期の計画書は、施策ごとに目標値を設定して、それを達成していく構成になっています。それでは、第1章から順に議論していきたいと思います。第1章からお願いします。

【委員】

昨日、ある会議に出席しました。そこで「人材の活性化」という話を聞き、「人材育成」は上から目線という感じを受けました。「人材育成」より「人材の活性化」がよい表現だと感じました。

【委員】

私は「人材の活性化」という表現に違和感があります。

【委員】

全体の構成ですが、市民の取り組みを紹介することで、(前計画の)「市民の取り組み」は今回ではなくなるという理解でよいのですか。

【事務局】

市民の活動(取り組み)を全部取り上げているわけではありません。現実に取り組んでおられる市民活動を具体的に紹介することで啓発し、活性化につなげたいと考えています。

【委員】

行政の約束型(目標値達成)の計画ということですか。

【事務局】

行政評価が求められているので、このような構成の計画を目指しました。

【会長】

（市民活動情報について）これまでは、市民活動のフォローアップがないという意見もあったと思います、今回は市民側のフォローアップのようなことができないかと思います。

【委員】

市民活動がかなり定着してきましたが、今回はそれらを紹介するということがよいですね。また、この数値目標は行政が達成するということですね。

【事務局】

（市民と行政の）協働の部分もあります。

【委員】

市民活動団体の取り上げ方について、何か説明がないといけないのではないのでしょうか。載っていない団体・グループで頑張っているところがあります。

【委員】

市民活動の中で人材育成を進めるということですが、人材育成まで行政がかかわるというのはどうでしょうか。

【事務局】

人材育成については、中間（育成）組織への支援との考え方です。

【委員】

何のため人材育成をするのでしょうか。地域活性化のための人材育成ではないのでしょうか。「人材の活性化」では意味がわからないと思います。

【委員】

助けてあげるという意味で「育成」は分かります。「活性化」よりは分かると思います。

【委員】

「応援する」ということでしょうか。

【委員】

「支援」ではだめなのでしょうか。

【委員】

「支援」は今あるものに対してやることです。市民自らが発掘しなくてははいけません。

【委員】

中間支援組織を行政が支援することになると思います。

【委員】

ただし、中間支援組織の活動そのものを支援するのはおかしいと思います。

【会長】

議論が煮詰まってきましたので、第2章に入ります。

【委員】

市民活動情報に記載されている団体の内容が間違っていないのでしょうか。内容が違くと逆効果になることもあると思います。

【委員】

長い文章は読みません。読んでもらうことで、（計画に）親しみを感じることができます。今回は、短い文章で分かりやすいと感じます。また、市民活動のグループについては、他にも捜して頂きたい、男女共同参画の分野では紙芝居などをつくっているところがあります。

【委員】

(今回の計画は) サイズ的にコンパクトで、読まれる機会も増えると思いますので、間違いのない情報を載せてほしいです。

【会長】

各担当課で迅速に確認をしてもらいましょう。

【委員】

(21ページ・災害) 指標の自主防衛組織の組織率が80%とあります。阪神淡路(大震災)のときも初動体制のある地元が(被災者を)多く救い出しました。行政の目標として100%にすべきではないでしょうか。

同じく(22ページ)の特定建築物の耐震化率も100%にすべきだと思います。

【委員】

22ページにある耐震化の目標について行政計画に載せるものなののでしょうか。

【事務局】

行政のすべての事務事業について掲げる必要があるために載せています。計画の後半83～85ページには総務分野も掲げてあります。ご理解をお願いします。

【委員】

(24ページ・地域の安全) 防犯については、更生保護についての記述がありませんがどうなるのでしょうか。

【事務局】

更生保護については社会福祉の分野になります。33ページの地域福祉活動の中に入ってきますが、更生保護だけを特出しして明示はしていません。

【委員】

私自身が保護司をやっています。防犯の観点から(更生保護について)載せてもよいのではないのでしょうか。

【会長】

重要なことですが、どのように載せるのかは、検討が必要だと思います。では、第3章に進みます。

【委員】

(29ページ・医療) 保健・福祉・介護の連携体制のようなものがないように思いますがどうでしょうか。

【事務局】

37ページ「地域ケアの推進」に(医療・介護関係者のネットワーク)掲げてありますが、連携体制までは掲げていません。

【委員】

そこは介護関係だけですね。地域包括医療のようなもの(保健医療の健康診断等)がないように思います。

【会長】

医療福祉という言葉は滋賀県独自の表現だから、ここは説明が必要だと思います。他、如何でしょうか。

【委員】

「地域包括医療」と「地域包括ケア」ですが、「地域包括ケア」の中にはそのようなもの（訪問看護、訪問介護）も含まれます。（どちらかの表現にするのであれば、「地域包括ケア」でよいのではないのでしょうか。

【委員】

前期計画では「地域包括医療」になっています。

【会長】

そのような考えが発展して「地域包括ケア」になったものです。

【委員】

「地域包括ケア」の概念は、医療から福祉です。

【委員】

特定健診は保健事業です。それを担っているのは医療ですが、どの様になるのでしょうか。

【事務局】

国保（国民健康保険）のところで特定健診を掲げています。担っているのは市の医療機関やその他の医療機関などいろいろありますが、どこで（医療機関）やっているかについては省いています。

【委員】

高齢者福祉のところで（35ページ以降、）在宅ケアを目指すような（方向）記述がありませんが、必要ではないのでしょうか。

【委員】

それは地域包括ケアの推進の中に含まれるので、そういう表現が必要でしょうね。

【会長】

もっといえば、地域包括ケアの目標値が高齢者の実態を把握（37ページ）するというのはちょっとずれているのではないかという思いはあります。入れ替えるのであれば、在宅の比率あるいは待機者の数のほうがよいのではないのでしょうか。

【委員】

拠点施設の整備の目標のほうがよいのではないのでしょうか。

【会長】

そこは（事務局と）検討します。

【委員】

33ページ（地域福祉活動の推進）のNPOやボランティア団体ですが、市民活動への支援はこちら（37ページ）へ移すべきではないのでしょうか。

【会長】

（これまでの議論について）この計画は、市のメッセージを出すものでもあるので、そこは整理する必要があります。

第4章に進みます。

【委員】

市民活動の中で「スクールガード」について入れたらどうでしょうか。（各校区でやっているの。）47ページくらいになると思います。

【事務局】

取り組みとしては、50ページにあります。市民活動としては52ページになるのかと思いますが、ここに入れるのかどうか検討します。

【委員】

活動はけっこう盛んにやっておられます。(ボランティアでがんばっておられる。)

【委員】

50ページの「安全安心な教育環境」の指標に、※印がありますがどういう意味があるのでしょうか。

【事務局】

財政計画に影響するものについて※印をつけています。財政計画ができれば最終的には※印をとり、指標も変更する必要があるらば変更します。

【委員】

49ページの外国語教育の推進について、これからもALTを活用しやっていくのでしょうか。今後5年間も外国人を雇うことになり無駄ではないでしょうか。むしろ多文化共生のほうにシフトしていくべきではないでしょうか。

【事務局】

緊急雇用事業で支援員を配置しています。教育委員会において、事業の(必要性や)重要度を検討することも必要と思います。

【委員】

周辺の自治体では、(外国語教育の推進は)交流活動の中でやっています。

【会長】

5章に進みます。

【委員】

(59ページ) 地域活性化の目的は税の増収ではないのでしょうか。その視点がここからはどうしても読み取れません。困っているから助けてやろうというように、受け取れます。活性化することでメリットもあるという視点が抜けていると思います。

【会長】

今の視点、重要だと思います。そのあたりの書き方も、検討するという事でお願いします。

【委員】

(59ページの) 企業誘致の推進ですが、若い人が大学に進学すると、都市圏に出て行ってしまいそこで就職して、帰ってこない。大学を卒業した人の働く場の確保がとても大事ではないのでしょうか。地元で就職ができることが大切であり、このようなことを記述できないのでしょうか。

【会長】

問題提起を頂いたということで(事務局と)検討します。

【委員】

63ページのNo.77とNo.79が同じような内容ではないのでしょうか。

それと、67ページに「銘木」とありますが、だいたい杉は100年、檜で80年が一般的に銘木です。70年では銘木とはいいません。大木と銘木が混同されていないのでしょうか。

業界の人が読んだときには、いいイメージを持たれないと思います。

それに、「造林を推進します。」というのと達成目標がちょっとずれているように思います。今は、材木の価格が低迷しているので、造林は営林と受け取ってしまうのではないのでしょうか。

【会長】

ご指摘については、考えてみましょう。

【委員】

(71ページ) 地域商業についてですが、ここに出ている市民活動は、旧八日市市地区ばかりですが、他にないのですか。

【事務局】

確認、検討します。

【会長】

では、第6章に進みます。

【委員】

地方分権については、地域から分権を勝ち取っていくべきで、緑の分権改革もそのために立ち上がったものです。こちらから国とか県に働きかけるという視点は必要ではないのでしょうか。

【委員】

85ページ(計画推進)あたりでふれることができるのではないかと思います。

【会長】

最後に、事務局より連絡があれば伝えてください。

【事務局】

ご意見がありましたら、11月9日までに意見書を事務局まで提出してください。今後の日程は、調整の後ご連絡します。

【会長】

ご意見の漏れがないようにお願いします。
本日は以上で、閉会します。

3. 閉会